

# いじめ防止対策基本方針

沖縄県立はなさき支援学校

## 1 定義、基本方針

### (1)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童などと一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法 第2条)

### (2)いじめ防止対策における基本方針

#### ①いじめ防止対策推進法について

a.いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにして作るかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。この問題に対して社会全体で取り組むため、基本的な理念や体制を整備するために、平成25年6月に成立をした(施行は9月から)。本法律では、いじめの問題の克服に向けて、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他関係者と連携して取り組むことが謳われている(第3条3項)

#### ②いじめ防止対策の基本方針

- a.原則として『県立学校生徒指導の手引』『沖縄県いじめ対応マニュアル』(ともに沖縄県教育庁義務教育課 平成23年3月)、『沖縄県いじめ防止基本方針』(平成26年9月30日)に則る。
- b.いじめはいつでも、どこでも、誰にでも起こりうるものであることを職員が十分認識し、いじめを「しない・させない・見逃さない」ために、いじめを許さない学校づくり(未然防止)といじめの早期発見、早期対応、再発防止につとめる。
- c.いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識を持つ。
- d.学級担任や学科担当など、少数の職員のみで対応するのではなく、学部や学校全体で対応する。

#### ③いじめの理解

- a.いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、何度も繰り返されたり多くのものから集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせうる。
- b.いじめは加害・被害の二者関係だけではなく、学級や学習グループなどの所属集団の構造上の問題や「観衆」として面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気的形成することが必要である。

## 2 いじめ防止対策推進のための組織

### (1)組織

いじめ防止対策推進法(第 22 条)に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会(仮)」を設置し、必要に応じて開催をする。

### (2)委員

「いじめ防止対策委員会(仮)」を形成する委員は、校長、教頭、事務長、部主事、教育支援コーディネーター、生徒指導部主任、養護教諭、PTA会長で構成する。また必要に応じて、外部関係者を招聘する。

### (3)活動内容

- ①未然防止の推進など、本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ②教職員の共通理解と意識啓発
- ③児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ④面談や相談の受け入れおよび集約
- ⑤いじめ(疑われる行為を含む)行為を発見した場合の集約
- ⑥いじめ事案への対応
- ⑦重大事態への対応

## 3 いじめ未然防止のための取り組み

- (1)いじめ防止の基本は、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである(策定 Q&A 6 頁)。
- (2)児童生徒が困らないようにする為の「居場所づくり」と児童生徒が主体的に活動し子ども同士が「絆づくり」をできるような場づくりに努める。また、関わり合いながら他者の役に立つ、他者から認められるといった「自己有用感」の得られるような指導を行う。
- (3)校内研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるように努める(いじめ防止対策推進法 第 18 条)。
- (4)教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実、体験活動、就業体験学習の推進を図る。
- (5)公開授業を行い、授業改善を進め、「わかる授業」づくりに努める。
- (6)職員の言動により、児童生徒を傷つけたり、いじめを助長することのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- (7)全職員が全生徒の発達や成長を支援できるように全学部生徒の情報共有に努める。
- (8)児童生徒への定期的なアンケート及び面談(必要に応じて行う) ※今年度より実施

## 4 いじめの早期発見の(いじめの兆候を見逃さない)ための取り組み

- (1)学校評価(外部)にいじめに関する項目を入れ、情報収集に努める。
- (2)地域や家庭との連携を促進する。
- (3)職員は日頃より生徒の理解や実態把握に努め、情報を共有できるように努める。いじめの兆候がある場合は、速やかに校内委員会に報告し、組織的に対処する。

## 5 いじめに対する措置(対処)

- (1)いじめの発見通報を受けた場合には、速やかに校内委員会に報告をし、組織的に対応をする。
- (2)被害児童生徒に関しては、学校が徹底して守りとおすとともに、秘密の守秘を保証する。また、家庭や関係機関と協力し、心理的ケアに努める。
- (3)加害児童生徒に対しては、「いじめは人権侵害で、絶対に許されない行為」であることを認識し、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行う。また、指導には全教職員の共通理解の上で、保護者や関係機関(警察など)との連携のもとで取り組む。
- (4)いじめが起きた集団に対しては、「傍観者」や「観衆」も加害者となるなど、自分の問題として認識することができるような指導を行い、いじめをやめさせるように努める。
- (5)ネット上のいじめに対しては、携帯端末の使い方など校内におけるモラル教育を進めるとともに、必要に応じて警察や法務局などの専門機関と連携し指導を行う。

## 6 重大事態の対応について

### (1)重大事態の定義(いじめ防止対策推進法 第 28 条)

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に財先する児童等が相当の期間(年間 30 日)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

### (2)重大事態への対処

- ・ 6(1)のような事態が起こった場合、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図(学校用)」に基づいて対応する。学校が調査を実施する場合は、校内委員会が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあった場合も、調査に着手する(いじめの防止のための基本的な方針 26 頁)。

## 7 いじめ防止のための取り組み

- (1)職員…人権の日(毎月)、職員朝会および職員会議での情報交換、職員研修によるいじめ問題の共通認識の確立、公開授業の実施
- (2)生徒…いじめに関する定期的なアンケートの実施、学校活動全体を通じた道徳教育や人権教育の実施。必要に応じた個人面談の実施
- (3)保護者…四者面談による聞き取り、学校外部評価による情報収集

## 8 その他

- (1)本方針の評価や検証は PDCA サイクルにより行い、必要に応じて改善を行う。
- (2)本方針策定後は本校 HP にて公開をし、保護者や地域への情報発信を行う(いじめ防止等のための基本的な方針 22 頁)。

【参考資料】

- ・『沖縄県いじめ防止基本方針』（平成 26 年 9 月 30 日）
- ・「いじめ防止などのための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）
- ・「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 6 月成立）
- ・『沖縄県いじめ対応マニュアル』（平成 23 年 3 月 沖縄県教育庁義務教育課）
- ・『「生徒指導リーフ」「学校いじめ防止基本方針」策定 Q&A』（平成 25 年 11 月  
文部科学省国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター）

平成 27 年 4 月 1 日策定

平成 28 年 4 月 1 日改訂

令和 3 年 4 月 1 日改訂

令和 4 年 3 月 29 日改訂